

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 実施方針に関する質問

| 番号 | 項目名 (タイトル) | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------------------|---|---|-----|----|-----|---------|---|--|
| 1 | 事業範囲 (開業準備段階) | 4 | 1 | (1) | オ | (ウ) | a② | ②開業準備段階の料金收受業務の「料金」及び③運営・維持管理段階の利用料金の収受及び還付業務の「利用料金」との違いをご教授願います。 | 公共施設等運営権の効力に基づいて運営権者（事業者）が収受する料金を「利用料金」としています。公共施設等運営権の効力が生じる前の段階である②開業準備段階の料金收受業務の対象となる料金は、「利用料金」ではないため、②は「利用料金」とせず「料金」と表記しています。 |
| 2 | 事業範囲 (調整・協力業務) | 5 | 1 | (1) | オ | (ウ) | a④i | 貴県が行う各事業の工事の詳細と範囲、予定工程表は入札公告時にご教示いただけますでしょうか。 | 詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 3 | 事業範囲 (調整・協力業務) | 5 | 1 | (1) | オ | (ウ) | a④i, ii | 貴県と豊山町が行う事業における調整・協力業務の想定した範囲、具体的な内容は入札公告時にご教示いただけますでしょうか。 | 県が行う事業における調整・協力業務の詳細は、入札説明書等公表時において示します。ただし、豊山町が行う事業における調整・協力業務の詳細については、町の事業進捗に合わせて示します。 なお、豊山町の賑わい施設（避難所等）の都市計画決定については、豊山町HPで示しています。 |
| 4 | 事業範囲 (調整・協力業務) | 5 | 1 | (1) | オ | (ウ) | a④i | 用地買収において貴県が行う業務との調整・協力業務とは、具体的にどのような内容を事業者へ求めているのでしょうか。 | 要求水準書（案）に定める事業用地引渡し計画に基づき、事業者が工事計画を定めます。県と事業者は、工事計画の変更対応等、協議調整を図ることを想定しています。 |
| 5 | 事業範囲 (調整・協力業務) | 5 | 1 | (1) | オ | (ウ) | a④i | 県が行う業務との調整・協力業務は、あくまで主体的に実施するのは県であり、人的な支援以外に事業者側に直接的な追加費用負担を求められることはないという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 任意事業 | 6 | 1 | (1) | オ | (ウ) | b | b 任意事業において「事業期間中、計画地において・・・任意の事業を行うことができます」と記載がありますが、用語集【計画地】とは図表3に示す計画地全体であるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。計画地とは図表3に示す赤点線で囲まれたエリアを指します。 |
| 7 | 任意事業 | 6 | 1 | (1) | オ | (ウ) | b | 任意事業で使用する設備の常設設置は、防災拠点の機能を阻害しないであれば、貴県との協議のうえ可能との記載があります。これは拠点運用時の各部隊活動を阻害しないという理解でよろしいでしょうか。想定イメージをご教示ください。 | 拠点運用時において、各部隊のベースキャンプ、広域物資輸送拠点等の活動を阻害しない範囲であれば、県との協議により設備、施設の常設を認めることを想定しています。 ただし、VORTACの誤差に影響があると想定される場合は、限界値以内であることの確認が必要です。詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 8 | 任意事業 | 6 | 1 | (1) | オ | (ウ) | b | 「豊山町が計画地に隣接するエリアにおいて施設等を整備・運営しようとする場合及び豊山町が計画地外の神明公園において運営・維持管理しようとする場合」、事業者は任意事業を行うことができるとありますが、これらは事業者側からの提案も可能という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ご質問のあったエリアについては、事業者側から提案した場合における提案内容の取扱いは豊山町の判断に委ねられますが、提案すること自体を県が本事業において妨げることはしません。 |
| 9 | 図表1-2 平常運用時・拠点運用時の役割分担 | 8 | 1 | (1) | オ | (ウ) | 図表1-2 | 「事業者が利用している場合」とは具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。「事業者が利用していない場合」の想定でも構いませんのでご教示いただけますでしょうか（例：夜間は「事業者が利用していない場合に該当する等」）。 | 事業者が平常運用時において、運營業務の用に供している場合を想定しています。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 実施方針に関する質問

| 番号 | 項目名 (タイトル) | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------------------|----|---|-----|----|------------|---------|---|--|
| 10 | 図表1-2 平常運用時・拠点運用時の役割分担 | 8 | 1 | (1) | オ | (ウ) | 図表1-2 | 「事業者は原則維持管理業務を継続することとします。」とありますが、原則でない場合の定義をご教示ください。 | 大規模災害等の発生により、事業者自身が相当程度の被害を負い、維持管理業務を継続する能力を喪失した状態を想定しております。事業者の参集が困難で、県に代替対応が可能な場合を想定しています。また、維持管理業務の内容、頻度等については協議・調整を行い、適切に実施することを想定しています。 |
| 11 | 図表1-2 平常運用時・拠点運用時の役割分担 | 8 | 1 | (1) | オ | (ウ) | 図表1-2 | 「事業者が利用している場合は、事業者が被害確認や安全点検等を実施します」とありますが、事業者が利用していない場合は、被害確認や安全点検等は貴県にて実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 利用時間外でも事業者従業員が参集し、可能な限り対応するものとしています。ただし、事業者での参集や実施が困難な場合、県との協議のうえ、被害確認や安全点検を県が代替することも可能です。 |
| 12 | 図表1-2 平常運用時・拠点運用時の役割分担 | 8 | 1 | (1) | オ | (ウ) | 図表1-2※6 | 「可能な範囲で県の指示のもと、障害物撤去及び放置車両の所有者への移動要請等、運営の支援を行います。」について、「可能な範囲」の定義が曖昧ですので、その定義をご教示願います。 | 事業者において運営維持管理する人員で対応できる範囲内を想定しています。詳細は県と協議のうえ、災害時等対応マニュアルにおいて定めることを想定しています。 |
| 13 | 事業期間 | 9 | 1 | (1) | カ | | | 「運営権存続期間は25年を超えることはできない」とありますが、11ページには「存続期間終了後の運営体制等は未定」とありますが、SPC雇用の従業員が運営権存続期間終了後も本事業関連して雇用を継続できる可能性があるのか、現時点のご想定をご教示ください。 | 現時点で想定はありません。 |
| 14 | 事業者の収入及び費用に関する事項 (サービス購入料について) | 9 | 1 | (1) | ク | (ア) | | 「総計で214億円の範囲を超えなければ失格としません」とありますので、総計で214億以下(未満ではない)であれば失格としないということによいでしょうか。 | お見込みのとおりです。設計建設費及び運営維持管理費との総計で214億円以内であれば失格にしないという趣旨です。詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 15 | 事業者の収入及び費用に関する事項 (サービス購入料について) | 9 | 1 | (1) | ク | (ア) | | 上限額が「税抜」か「税込」かをご教示ください。また、今後公開される守秘義務資料を含めて入札説明書等では、金額の記載を行う際は、「税抜」か「税込」かをご記載いただけますでしょうか。 | 上限額は税込みとなります。税込みか税抜きかを明確に定めない数値は税込みの額としてお取り扱いください。 |
| 16 | 事業者の収入及び費用に関する事項 (サービス購入料について) | 9 | 1 | (1) | ク | (ア) | | 「総計で214億円の範囲を越えなければ失格としない」とのことですが、サービス購入費の内訳・構成が「設計・建設費等」又は「運営費等」のいずれかに、若しくは、特定の年度に大きく偏ったものとなっても、貴県の各年度の予算執行に支障は生じないと理解してよろしいでしょうか。 | 総計で214億円以内であれば、県の予算執行に支障は生じないものとしてご理解ください。支払いの方法及び時期などの詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 17 | 事業者の収入及び費用に関する事項 (サービス購入料について) | 9 | 1 | (1) | ク | (ア) (イ) | | 「182億円」、「32億円」、「214億円」は、いずれも消費税込みと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | 事業者の収入及び費用に関する事項 (利用料金収入等について) | 9 | 1 | (1) | ク | (ウ) | | スポーツ施設について、貴県所管(貴室以外の所管含む)であって、県内類似施設の利用実績が分かる資料がありましたら、守秘義務資料にてご開示いただけますでしょうか。 | 県内類似施設の利用実績の開示可否について検討し、可能な場合守秘義務資料で示します。 |
| 19 | 事業者に対するインセンティブ | 10 | 1 | (1) | ケ | | | 貴県への超過額は0%で提案することも可能でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 追加投資等の取扱い | 11 | 1 | (1) | サ | (ア) | | 「追加投資の対象部分は、県の所有物となり、・・・」とありますが、貴県の所有になるタイミングはいつになるのかご教示願います。加えて、事業者の所有物になるような追加投資は想定していらっしゃるかどうかをご教示ください。 | 運営権設定対象施設に対する追加投資は、その投資完了の時点で県の所有に帰属します。なお、事業者の所有物になるような追加投資は事業者の提案によります。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 実施方針に関する質問

| 番号 | 項目名 (タイトル) | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------------|----|---|-----|----|------------|---|---|---|
| 21 | 追加投資等の取扱い | 11 | 1 | (1) | サ | (ア) (イ) | | 追加投資に関して、「運営権の対象となる施設・設備・備品等」と「事業者の保有資産等（備品等を含む）」は共に貴県の事前の承認を得たうえで行うこととなりますが、どちらになるのかその判断基準がありましたらご教示願います。 | 実際の投資対象や内容を踏まえての判断となりますが、「運営権の対象となる施設・設備・備品等」の補修、更新、入替等については基本的に「運営権の対象となる施設・設備・備品等」に対する追加投資となり、「運営権の対象となる施設・設備・備品等」以外の施設等に対する追加投資については、当該追加投資の結果、当該投資対象物が運営権対象施設に付合等しない限り、「事業者の保有資産等（備品等含む）」に対する追加投資となることを想定しています。 |
| 22 | 追加投資等の取扱い | 12 | 1 | (1) | サ | (ウ) | | 貴県と協議の上、運営期間内で大規模修繕が行われることとなった場合、大規模修繕に係る費用は貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者において適切に維持管理いただいたうえで、県と協議し、大規模修繕が必要と判断した場合は、県の負担で実施することとします。 |
| 23 | 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表 | 14 | 2 | (3) | ア | | | 前回公募時における実施方針及び入札説明書等に対する質問回答、守秘義務資料に対する質問回答、個別対話の議事録における質問回答など、非公開の回答も含め前回公募時における全ての回答は、2023年7月7日公表の実施方針等並びに今後公表・開示予定の入札説明書等の資料との相違がない限り有効と考えてよろしいでしょうか。 | 前回実施の公募と今回実施の公募は別のプロセスとして取り扱います。前回公募時における各種資料は本公募において適用されません。本件公募においても同様の確認を必要とお考えの際は、改めて質問等としてご提出ください。 |
| 24 | 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表 | 14 | 2 | (3) | ア | | | 前回公募時も今回と同様に実施方針に関する質問が募集され、回答が公開されました（令和4年10月20日）。今回、公開された実施方針の内容のうち、前回公募時から変更のない点に関する過去の質問に対する当時の貴県の回答は、現在も貴県のご認識として相違ありませんでしょうか。相違ある過去の質問がございましたら、今回の貴県からの回答において、改めて当該過去の質問に対してご認識をお示しいただけませんかでしょうか。 | 前回実施の公募と今回実施の公募は別のプロセスとして取り扱います。前回公募時における各種資料は本公募において適用されません。本件公募においても同様の確認を必要とお考えの際は、改めて質問等としてご提出ください。 |
| 25 | 入札の取り止め等 | 15 | 2 | (3) | コ | | | 競争性が担保されないと認められる場合には入札を取り止めることがあり記載がありますが、入札参加者が1者のみの場合でも入札は成立するのでしょうか。 | 本件の応札者が1者のみとなった場合でも、入札は有効となります。 |
| 26 | 応募者等の構成 | 15 | 2 | (4) | ア | | | 特別目的会社に出資する企業が2社以上いる場合に限り、「応募グループ」として応募するという理解でよろしいでしょうか。例えば、特別目的会社に出資する企業が代表企業1社であり、出資を行わない各業務担当企業と共に本事業に応募する場合は、「応募企業」として応募することになるのでしょうか。 | 特別目的会社に出資する企業が1者のみであり、出資を行わない各業務担当企業とともに応募する場合は、当該出資を行う企業は「応募企業」となります。 |
| 27 | 応募者等の一般要件 | 16 | 2 | (4) | イ | (イ) | | 「愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であることとします。」とありますが、応募者ではないが業務に携わる企業についても適用されますでしょうか。 | お示しの要件は、「応募者等」が備える要件で応募企業や応募グループの構成企業を指します。したがって、業務に携わる企業（協力企業）についてはお示しした要件を求めています。 |
| 28 | 応募者等の一般要件 | 16 | 2 | (4) | イ | | | 本項の対象となるのは構成企業のみという理解でよろしいでしょうか。 | お示しの項目は「応募者等」が備えるべき要件を列挙したものであり、「応募者等」とは、応募企業又は応募グループの構成企業を指します。 |
| 29 | 応募者等の要件 | 17 | 2 | (4) | ウ | (イ) (ウ) | | 要求水準書（案）では工事監理業務は建設業務に含まれていますが、工事監理業務にあたる企業は（イ）の設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件を満たしていればよく、（ウ）の建設業務にあたる企業の要件は不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 実施方針に関する質問

| 番号 | 項目名 (タイトル) | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------|----|---|-----|----|-----|-----|---|---|
| 30 | 応募者等の要件 | 17 | 2 | (4) | ウ | (イ) | | 複数の者で分担して業務にあたる場合、1社がCの①～⑤のいずれかに該当すればよいと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 31 | 特別目的会社の設立等 | 20 | 2 | (6) | イ | | | 「応募企業、構成企業の全ては、当該会社に対して出資するもの」とあります。仮に設計・工事監理業務を担う企業がSPCへの出資をしない場合、応募企業に該当せず、参加表明時にはP17記載の資格を証明する書類の提出は不要ということでしょうか。 | 詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 32 | リスク分担の考え方 | 22 | 3 | (1) | | | | 「県が責任を負うべき合理的な理由」がある場合とは、別紙リスク分担表で示されている県側がリスクを負担する項目を指すのでしょうか。 | 県が責任を負うべき合理的な理由がある場合とは、最終的には事業契約書において県が費用等を負担することとして規定したものを指します。実施方針に定めるリスク分担表は、前もってその考え方を便宜的に示したものになります。 |
| 33 | リスク分担の考え方 | 22 | 3 | (1) | | | | 平常運用から拠点運用に切り替える際、貴県等の要請に基づき事業者が追加費用を伴う作業を実施した際には、事業者は経費等を含めて要した費用を貴県に請求できるのでしょうか。 | 詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 34 | 図表3 計画地の立地条件等の概要 | 25 | 4 | (1) | | | | 「※町道117号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道の全面供用開始は、本事業の整備に合わせ2027年4月の予定となっております。県は全面供用開始までの間、事業者に協力します。」との記述がございます。当該道路の全面供用開始の予定は消防学校の運営開始時期と同じタイミングとなりますでしょうか。 | 県道として拡幅する道路の全面供用開始時期は、防災拠点の全面開業時期と同じタイミングを想定しています。 |
| 35 | 入札に伴う費用の負担 | 33 | 9 | (3) | | | | 「入札公告日から事業契約締結までの間に急激な物価上昇があった場合、貴県が一定の負担金を支払う仕組みを検討中」とのことですが、サービス購入料の上限価格、若しくは落札価格も、急激な物価上昇があった場合は、これに応じて増額されると理解してよろしいでしょうか。 | サービス購入料の上限価格や落札価格は変更しません。負担金の支払に関する詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 36 | 入札に伴う費用の負担 | 33 | 9 | (3) | | | | 「入札公告日から事業契約締結までの間に急激な物価上昇があった場合、貴県が一定の負担金を支払う仕組みを検討中」とのことですが、公平性の観点から、落札者（記載の優先交渉権者は落札者と思いたします。）以外の落選した応募者にも一定の負担金が支払われると考えてよろしいでしょうか。 | 実施方針に記載のとおり、落札者に対してのみ支払うものとし、落選した他の応募者には支払いません。 |
| 37 | リスク分担表 | 34 | | | | | 別紙1 | 貴県と事業者のリスク分担範囲の明確化のために、別紙1のリスク分担表は特定事業契約の別紙としても添付頂くことを希望いたします。 | リスク分担表はあくまでもリスクの分担について視覚的に示したものに過ぎず、その詳細については特定事業契約書に記載したものを正として取り扱いますので、特定事業契約書等への質問や対話等のプロセスにおいて明確にしたい点を質問としてご提出ください。 |
| 38 | リスク分担表 (用地リスク) | 34 | | | | | 別紙1 | 埋蔵文化財・不発弾調査を実施した結果、埋蔵文化財・不発弾が発見されたことにより増加した費用の負担は貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。当該費用が「県が行う業務との調整・協力業務」に要する事業者が負担する費用に含まれていないことも併せて確認させてください。 | 詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 実施方針に関する質問

| 番号 | 項目名 (タイトル) | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------|----|---|---|----|---|-----|---|--|
| 39 | リスク分担表 (用地リスク) | 35 | | | | | 別紙1 | 「事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲」とありますが、合理的に判断できる・できないの判断基準は何に基づくものなのかご教示願います。 | 入札説明書等公表資料及び守秘義務資料等の提示段階において地下埋設物等の最新情報をお示しすることを想定しています。この事前に提示した資料において、事業を進めるにあたりリスクが予期できたかどうかについて合理的に判断できるかどうかによります。 |
| 40 | リスク分担表 (用地リスク) | 36 | | | | | 別紙1 | 「県による用地引渡しが遅延した場合に関するもの」のリスク負担の事業者欄に○がありますが、具体的にどういったリスク負担を想定しているのでしょうか。当該リスクは事業者がコントロールできないため、負担をなくして頂きたいです。 | 用地引渡しが遅延した場合について、事業者が生じた逸失利益を県が補償しないこと等を含意しております。ただし、県による用地引き渡しが遅延し、開業が遅れた場合でも、20年間の事業期間を担保することを想定しています。その詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |
| 41 | リスク分担表 (用地リスク) | 36 | | | | | 別紙1 | 用地引渡しリスクについて、貴県による用地引き渡しが遅延した場合にも事業者が○がついていますが、本件について事業者が責任を負うべき状況とはどのような場合でしょうか。事業用地引渡しは貴県の責任範囲と理解していますので事業用地引き渡しが遅延した場合には、貴県がリスクをご負担頂けませんでしょうか。 | 用地引渡しが遅延した場合について、事業者が生じた逸失利益を県が補償しないこと等を含意しております。ただし、県による用地引き渡しが遅延し、開業が遅れた場合でも、20年間の事業期間を担保することを想定しています。その詳細は、入札説明書等公表時において示します。 |